

区分	事業名	概要	実施主体	
病床の機能分化・連携	<b>病床機能の確保</b>			
	1	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	急性期及び療養病床等から地域包括ケア病床及び回復期リハビリテーション病床への転換を行う医療機関の施設・設備整備に対して助成する。	医療機関
	2	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	地域医療構想について周知することにより、病床の機能分化・連携、病床転換等を促進するため、地域の医療機関等に向けたセミナーや普及啓発等を実施する。	県
	3	リハビリテーション拠点再整備事業	本県のリハビリテーションの拠点である神奈川リハビリテーション病院の再整備を行い、回復期病床等において今後必要となる人材の育成や、地域リハビリテーション機能の強化を図る。	県
	4	横浜構想区域病床機能分化・連携促進事業	地域の中核として高度急性期・急性期機能を担う横浜市立市民病院の、地域医療構想達成に向けて必要な再整備・機能強化のための施設整備費に対して補助を行う。	横浜市
	<b>病床機能の連携体制構築</b>			
	5	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	医師及び看護師等に対して複数の病棟で質の高い医療を提供できるような人材の育成・確保のための研修を医師会や看護協会等の医療関係団体へ委託する等して実施する。	医療関係団体
	6	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	病院・診療所間での連携や在宅医療・介護の連携、情報共有を図るための、情報システムを導入する。	県医師会
7	病床機能分化・連携推進基盤整備事業	病院・診療所間、地域の医療機関間や関係機関との連携を促進するため、地域連携クリティカルパス等の普及に向けて、モデル地域における協議会や、医療機関や薬局等への研修会などを実施する。	県	
8	緩和ケア推進事業	急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化、連携を推進するための施設・設備の整備として緩和ケア病棟整備や地域における緩和ケア体制の充実のためのネットワークの構築・運営を支援する事業に対して、その経費の一部を助成する。	医療機関（「がん診療連携拠点病院」を除く）	
在宅医療の提供体制の整備・充実	<b>在宅医療の体制構築、在宅医療を担う人材の確保・育成</b>			
	9	在宅医療施策推進事業	県が広域自治体として実施する在宅医療の推進に係る事業。 ・ 在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、在宅医療に係る課題の抽出、好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行う。 ・ 在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師における看取りと検案について、基調講演、取組事例の紹介及びパネルディスカッションを内容とした研修会を開催する。	神奈川県
	10	在宅医療施策推進事業	県内において、広域的または補完的に在宅医療施策を推進するため、在宅医療に係る必要な情報共有手段の構築、必要な研修などの事業に係る経費に対して助成する。 ・ 在宅医療トレーニングセンター事業 ・ 郡市区医師会が実施する在宅医療の推進に資する事業	神奈川県医師会、郡市区医師会
11	在宅医療施策推進事業	・ 市町村の在宅医療連携拠点の設立運営を支援するため、関係者、各専門職の質の向上やノウハウの伝達に資する研修等を実施する。 ・ 地域における医療機関と在宅との連携体制を整備するため、医療機関の退院支援に関わる人材の育成及び在宅療養の支援を行う人材との連携促進のため研修の実施に必要な経費に対する支援を行う。	神奈川県医療関係団体	

区分	事業名	概要	実施主体
	12 訪問看護推進支援事業	在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応するため、訪問看護に関する課題及び対策を検討するとともに、在宅医療に関わる質の高い看護職員の育成のための研修を行う。 ア 訪問看護推進協議会の開催 イ 研修等の実施 ・訪問看護ステーション・医療機関勤務看護師相互研修 ・訪問看護管理者研修	神奈川県
	13 訪問看護推進支援事業	訪問看護に従事している看護職員を対象とし、離職防止を目的とした研修に係る経費に対し助成する	横浜市
	14 訪問看護ステーション教育支援事業	県内各地域において、新設や小規模な訪問看護ステーションであっても訪問看護師を育成できるよう、人材育成が充実する訪問看護ステーションを「教育支援ステーション」に位置付け、個々の看護師等が有する経験等に応じて実践的な研修や指導を行うことができる仕組みを整備する。	神奈川県
	15 地域リハビリテーション連携体制構築事業	ア 神奈川県リハビリテーション支援センターに委託し、次の事業を行う。 ・リハビリテーション従事者、利用者に向けた相談対応 ・情報提供 ・リハビリテーション従事者、利用者やその家族を対象とした研修 イ 地域リハビリテーションを推進するため協議会を開催	神奈川県、 社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団
	<b>在宅歯科医療における口腔ケア等の充実・医科や介護との連携強化に関する事業</b>		
在宅医療の提供体制の整備・充実	16 在宅歯科医療連携拠点運営事業	ア 在宅歯科医療中央連携室を設置し、情報提供、広報活動、講習会、研修会、在宅患者や障害者等の搬送モデル事業、診療情報ツール・請求事務情報ツールの開発・配布等の事業を行う。 イ 在宅歯科医療地域連携室を設置し、情報提供、広報活動、講習会、研修会、高度な歯科医療機器の配備・貸出等の事業を行う。 ウ 在宅歯科医療連携室が直轄する診療所を設置し、その地域における在宅患者に対する歯科診療を実施する。	神奈川県
	17 在宅歯科診療所設備整備事業	在宅歯科医療を実施する歯科医療機関の在宅歯科医療用機器等の整備に係る経費及び整備を行う機器等に係る検討のため開催する委員会の経費に対し助成する。	一般社団法人神奈川県歯科医師会
	18 かかりつけ歯科医普及定着推進事業	かかりつけ歯科医を持ち、歯と口腔の継続的な健康づくりを推進するため、高齢者の入居率が高い団地等の住民を対象に、歯科検診・相談・保健指導を実施する。	神奈川県、一般社団法人神奈川県歯科医師会
	<b>薬剤師の医薬品等の適切な取扱いや在宅医療の知識向上に関する事業</b>		
	19 在宅医療（薬剤）推進事業費補助	訪問薬剤管理指導を行うことができる薬局を増やすために研修を行うとともに、在宅対応が可能である薬局を周知する事業及び在宅における褥瘡対策の研修を実施する事業を行う団体に対し補助する。	公益社団法人神奈川県薬剤師会、 公益社団法人神奈川県病院薬剤師会等
	20	各地域（概ね保健所管内の単位）で使用する医療用麻薬及び衛生材料等の規格、品目等を統一できるように具体例を作成し、各地域での協議を支援する事業を行う団体に対し補助する。	
<b>小児の在宅医療の連携体制構築に関する事業</b>			
	21 小児等在宅医療連携拠点事業	在宅療養を行う医療依存度の高い小児等やその家族が地域での療養生活を支える体制を構築する。	神奈川県
<b>地域で支える認知症支援及び精神疾患ネットワークの構築に関する事業</b>			
	22 精神科医療強化事業費	県内の精神科病院が加入する神奈川県精神科病院協会に対し、各病院が開催する退院支援委員会へ地域援助事業者等を招聘する経費について補助する。	一般社団法人神奈川県精神科病院協会

区分	事業名	概要	実施主体	
医療従事者の確保・養成	医師の確保・養成			
	23		集団研修や医業分野アドバイザーを派遣することにより、医療機関が自主的に行うマネジメントシステムに基づく、勤務環境改善への取組みを支援する。	神奈川県
	24		横浜市立大学に新たに設置する総合診療医学教室の体制整備及び総合診療医育成のための指導医等の配置に係る経費について支援する。	横浜市立大学
	25	医師等確保体制整備事業	医師の事務作業の負担軽減を図り、医師が専門性を要する業務に専念できる医療環境を整備するため、県内4医科大学が行う医師事務作業補助者を附属病院に配置する事業に係る経費に対して支援する。	横浜市立大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学、東海大学
	26		北里大学、聖マリアンナ医科大学及び東海大学における地域医療医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒業後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付を行う。	神奈川県
	27		現職の勤務医等の継続的就労の促進に資するため、産科医師等に分娩手当を支給する分娩取扱施設に対して助成を行う。	分娩取扱施設
	28	産科等医師確保対策推進事業	産婦人科専門医の取得を目指す産婦人科専攻医を受け入れており、産婦人科専攻医の処遇改善を目的とした研修医手当等の支給を行う医療機関に対して補助を行う。	公益社団法人日本産科婦人科学会が指定する専攻医指導施設
	29		横浜市立大学における産科等医師育成課程の学生を対象とした修学資金貸付制度（卒業後9年間以上県内の医療機関の指定診療科の業務に従事した場合、返還免除）に基づき、修学資金の貸付けを行う。	神奈川県
	30		帝王切開術のために待機する産科医師を確保する経費に対して助成する。	帝王切開術を行う分娩取扱医療機関
	31	臨床研修医確保・定着支援事業	医学生を対象に県内臨床研修病院による合同説明会を開催すると共に、確保した臨床研修医に対するオリエンテーションを開催する。	神奈川県、医療関係団体
	32	産科医師確保支援事業	産婦人科医の県内の定着を図るため、医学生及び研修医を対象とした産婦人科医師を確保するための研修会の開催等に必要経費に対して支援を実施する。	神奈川県産科婦人科医会、横浜市立大学、北里大学、聖マリアンナ医科大学、東海大学
	33	病院群輪番制運営費	市町村域を超えた広域ブロック内で病院が協同で輪番方式により（拠点病院が拠点方式により）休日・夜間の入院加療を必要とする中等症又は重症の小児救急患者や初期救急医療施設からの小児転送患者の医療を確保するため、小児救急医療に必要な医師、看護師等の確保に必要な経費の助成を行う。	小児二次輪番病院、小児拠点病院、神奈川県
	34	小児救急医療相談事業	夜間等における子どもの体調や病状に関し、保護者等がすぐに医療機関を受診させたほうがよいか判断に迷った場合に、電話により看護師等が必要な助言や医療機関等の案内を行う。	神奈川県
	35	女性医師等就労支援事業	女性医師等の離職防止等を図るため、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境の整備などの経費に対して支援する。	女性医師等の就業支援を実施する医療機関

区分	事業名	概要	実施主体
医療従事者の確保・養成	看護職員の確保・養成		
	36	看護師等養成所に対して、教員、事務職員人件費等の運営費を助成する。	郡市医師会、民間立看護師等養成所等
	37	看護師等養成所の新築、増改築（移改築及び模様替えを含む。）に要する工事費又は工事請負費に対して助成をする。	
	38	・看護教育の経験豊富な教育指導者を実習受入施設に派遣し、受入体制の整備や実習指導者の育成をする。 ・看護実習の受入体制の充実化を促し、学生の受入拡充を図る施設に対して、支援を行う。	県内医療機関等
	39	保育施設を運営する医療機関を、保育士数及び保育児童数により4つの規模に分類し、分類ごとに規定された人数の保育士人件費相当を補助する。そのほか、24時間保育・病児等保育・緊急一時保育・児童保育・休日保育に対する加算措置及び保育料収入相当額、負担能力指数による減額措置がある。	院内保育所を整備・運営する病院等
	40	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修（既存の病院内保育所の改修は除く）に要する工事費又は工事請負費に対して助成をする。	院内保育所を整備・運営する病院等
	41	県内の病院等が、新人看護職員が基本的な臨床実践能力を獲得するために実施する研修に対して、必要な経費を補助する。	神奈川県及び新人看護職員研修を実施する病院等
	42	自施設で研修を実施することが難しい県内の中小病院等を対象に、新人看護職員の研修の機会を確保するとともに、研修担当者等の育成のための研修を行う。	
	43	県内の病院等における新人看護職員の研修環境の向上を目的として、地域単位での病院等間の連携や活性化についての方策・調整等に関する協議会を開催する。	
	44	医療の高度化・専門分化、少子高齢社会の進展、多様化する医療ニーズなど看護を取り巻く課題への対応策を検討し、必要な施策の企画を行うとともに、看護のニーズに対応できる看護人材を育成するための研修を実施する。 ア 看護職員資質向上推進委員会 イ 資質向上推進研修事業	神奈川県
	45	神奈川県実践教育センターにおいて、専任教員、実習指導者等を養成する講座を開講するとともに、水準の高い看護を実践できる認定看護師等の育成講座を実施する。	神奈川県
	46	潜在看護職員に対して訪問看護の導入研修等を実施する。また、現在、医療機関等に就業しており、これから訪問看護に従事する予定の看護職員（従事している者も含む）に対し、訪問看護の養成研修を実施する。	神奈川県
	47	ア 県ナースセンターにおいて、離職看護職員等の届出制度の促進、届出者への情報発信、求人・求職情報の分析、ハローワークとの連携など機能強化を図り、離職看護職員の再就業を促進する。 イ 潜在看護職員に対して普及啓発を行うとともに、離職した看護職員の地域の医療機関・福祉施設等への再就業を促すため、再就業支援セミナー及び復職相談会を実施する。 また、職場見学や研修を実施する医療機関や福祉施設等を募り、セミナー等の参加者に対して当該研修等への参加を促し、再就業の促進を図る。	神奈川県
	48	ア 多様な勤務形態の導入や運用に関する総合相談窓口を開設し、さらに問題解決のため病院等に勤務環境づくりの支援のため、アドバイザーの派遣や出前講座を開催する。 イ 民間病院における看護職員の職場環境の改善を目的とする改修等の施設整備に対して補助する。	ア 神奈川県 イ 民間病院

区分	事業名	概要	実施主体	
医療従事者の確保・養成	49 重度重複障害者等支援看護師養成研修事業	看護師を対象として、医療ケアが必要な重度重複障害者等に対する看護について、福祉現場での実習や特定の専門分野に関する知識と技術を習得する研修を実施することで、障害福祉サービス事業所等や入所施設において必要な重度重複障害者等のケアを行う専門看護師の養成確保、人材の定着を図る。また、あわせて福祉現場の第一線における看護の必要性について普及啓発を図る。	神奈川県	
	50 看護専任教員養成・確保支援事業	・看護専任教員に興味のある看護師を対象に、看護師養成・看護教育の現状等を知る研修等を実施し、さらに受講した看護師を対象に、看護師等養成所への就職に結びつける事業を実施する。 ・専任教員の資格を有しない養成所の所属職員へ、専任教員養成課程を受講させ、資格の取得を促す養成所に対し、受講者の代替職員に係る人件費を助成する。	神奈川県、看護師等養成所	
	<b>歯科関係職種の確保・養成</b>			
	51 がん診療口腔ケア推進事業	地域を含めた医療従事者が、がん患者の口腔ケアに関する基本的知識や必要性を理解し、がん患者に対する口腔ケアの実施を推進するため、歯科医師会と連携協力して、院内でがん診療に携わる医療従事者や地域の医師・歯科医師等を対象とした研修会を開催する「がん診療連携拠点病院」及び「神奈川県がん診療連携指定病院」に対して、その経費の一部を助成する。	がん診療連携拠点病院、神奈川県がん診療連携指定病院	
	52 地域口腔ケア連携推進事業	病院に入院する患者への適切な日常口腔ケアの実施体制を構築するため、当該区域の病院に勤務する病院看護職等を対象に、日常的な口腔ケアに関する知識及び技術を学ぶ研修を実施する。	神奈川県	
	53 歯科衛生士・歯科技工士人材養成確保事業	歯科衛生士・歯科技工士の人材確保並びに今後一層重要となる在宅歯科医療の人材育成のため、下記の事業に対する補助を県歯科医師会等に行う。 ア 歯科医療従事者確保事業 イ 歯科衛生士への在宅歯科医療教育の実施 ウ 歯科技工士養成校の機能強化	神奈川県歯科医師会、神奈川県歯科衛生士会等	
	54 歯科衛生士確保育成事業	ア 離職歯科衛生士の復職を支援するため、講習会及び就業支援を実施する。 イ 在宅で療養する気管切開患者や嚥下障害者等への歯科保健医療を推進するため、県全域の歯科衛生士を対象に、在宅歯科治療及び口腔ケア実施時における口腔咽頭吸引の知識及び技術を学ぶ研修を実施する。	ア 神奈川県歯科医師会 イ 神奈川県歯科衛生士会	
	<b>薬剤師の確保・養成</b>			
	55 薬剤師復職支援事業費補助	離職している女性薬剤師や企業や公務員を退職した調剤経験の無いあるいは少ない薬剤師を対象に、病院や薬局に復職できるよう実務研修を実施する事業を行う団体に対し補助する。	公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院薬剤師会等	
	<b>その他不足する医療人材の確保・養成に関する事業</b>			
	56 看護職員等修学資金貸付金	将来、県内で看護職員等として従事する意志のある看護職員等養成校在校生を対象に貸し付ける。	神奈川県	
	57 精神疾患に対応する医療従事者確保事業	ア 認知行動療法を看護場面で実践し、精神疾患をもつ患者の回復や再発予防の促進を支援する看護師の養成を図る。 イ 精神疾患を伴う身体疾患の救急患者が専門的な治療の提供を受けられるようにするため、中心的な役割を担う拠点病院が主体となり、身体科の医師等へ、患者の治療方法や対応方法についての知識の普及や知見の集積を図る。	ア 一般社団法人神奈川県精神科病院協会 イ 神奈川県	